取扱注意

資料No.2	国民健康保険システム標準化検討会（第２回）
	令和７年８月１９日

国民健康保険システム標準化

標準仕様書【第1.5版】公開に向けた対応について

令和7年8月19日

はじめに

○　本資料は、国民健康保険システムの標準化に係る各検討事項に対し、これまでの検討経緯や、検討結果、整理状況等を纏めている。

目次

１．標準化検討におけるこれまでの実施内容

２．全国意見照会の実施結果

３．国保標準仕様書【第1.5版】（案）における対応内容

４．検討・課題事項一覧について

１．標準化検討におけるこれまでの実施内容

１．標準化検討におけるこれまでの実施内容

○ 国民健康保険システムの標準化においては、検討会、自治体ワーキングチーム及びベンダワーキングチーム（以下「WT」という。）の構成員にご協力いただき、以下の流れで検討を進めてきたところ。

#	会議	日程	概要	ご意見数
1	合同WT（第1回）	令和7年6月11日	制度改正および国保標準仕様書【第1.4版】の持ち越し事項の対応について、対応方針のご報告と検討が必要なものについて議論した。	–
2	検討会（第1回）	令和7年6月25日	検討経緯および検討・課題事項一覧について、検討会へお諮りし、事務局にて引き続き対応を進める旨を承認いただいた。	–
3	全国意見照会前 最終確認	令和7年6月23日～ 令和7年6月30日	合同WTの結果を反映した国保標準仕様書【第1.5版】（案）について、WT構成員にて全国意見照会前の最終確認を実施いただいた。	3
4	全国意見照会	令和7年7月10日～ 令和7年7月22日	WT構成員の最終確認結果を反映した国保標準仕様書【第1.5版】（案）について、全国意見照会を実施し、市区町村からご意見を回答いただいた。	199
5	合同WT（第2回）	令和7年8月7日	全国意見照会にて市区町村よりいただいたご意見結果について、対応方針をご報告した。	–
6	国保標準仕様書 【第1.5版】（案） 策定前最終確認	令和7年8月6日～ 令和7年8月12日	全国意見照会の結果を反映した国保標準仕様書【第1.5版】（案）について、WT構成員にて国保標準仕様書【第1.5版】策定前の最終確認を実施いただいた。	26

1．標準化検討におけるこれまでの実施内容

○ これまでの標準化検討の実施スケジュールは以下の通り。

○ 令和7年7月10日から7月22日の期間において、国保標準仕様書【第1.5版】（案）に対する全国意見照会を実施し、いただいたご意見について、**事務局にて対応方針の整理等を実施し、国保標準仕様書【第1.5版】（案）を取り纏めた。国保標準仕様書【第1.5版】（案）について、第2回合同WTにてご確認いただき、WT構成員よりいただいたご意見を反映した**ところ。

：事務局が実施する作業　：検討会・WT・ベンダWT構成員が参加する作業

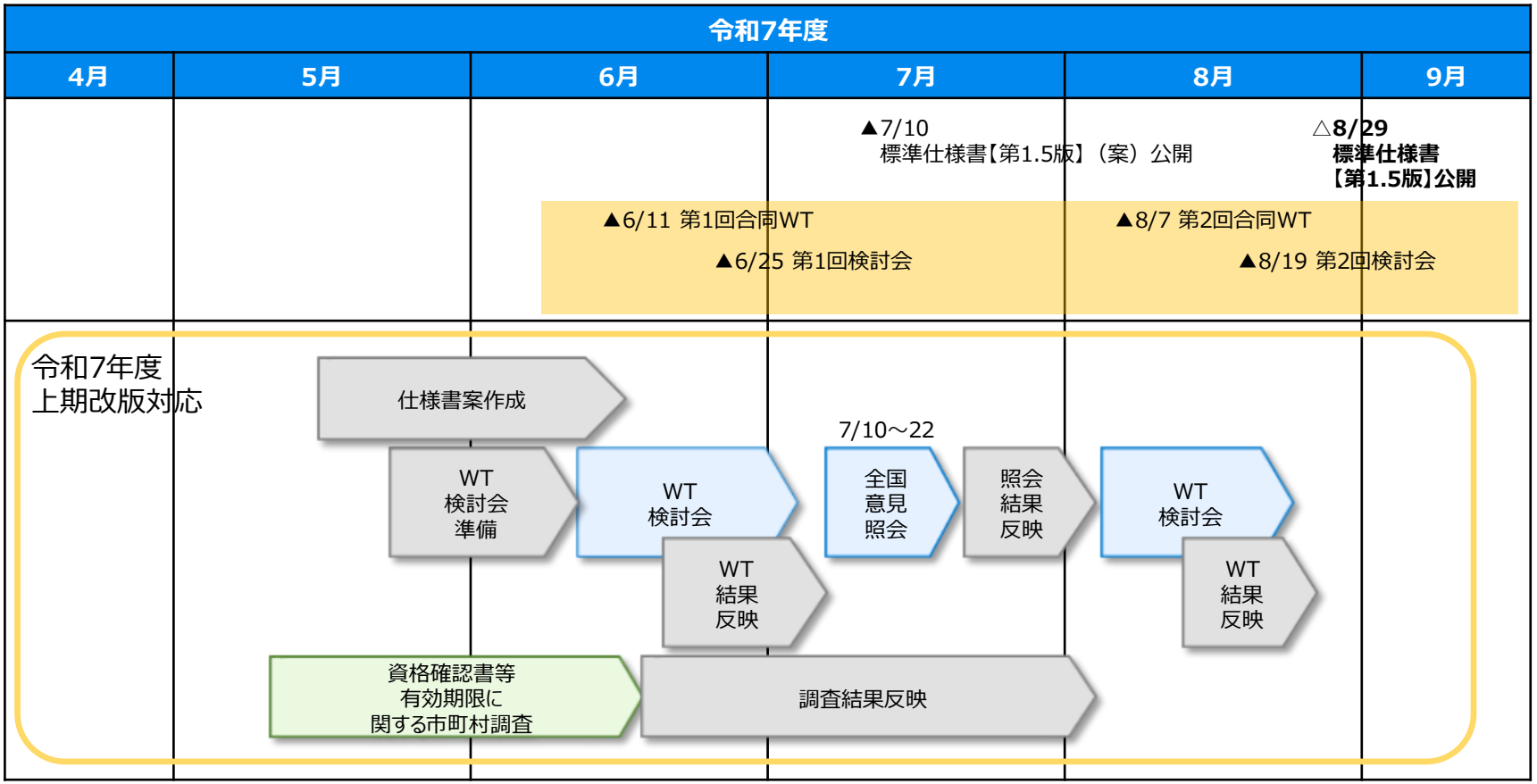

２．全国意見照会の実施結果

２．１．全国意見照会の実施結果

○ 令和7年7月10日から令和7年7月22日の期間で実施した国保標準仕様書【第1.5版】（案）全国意見照会においていただいた本紙及び別紙に対するご意見の数は以下の通り。

#	業務	国保標準仕様書【第1.5版】（案）	意見分類（※1）					合計	質問票（※2）
			表現修正・誤植	要件追加	要件縮小・削除	経過措置対象変更	その他		
1	–	本紙	1	0	0	–	0	1	3
2	システム共通	機能・帳票要件	2	3	0	1	1	7	1
		帳票詳細要件・レイアウト	0	0	0	–	0	0	
3	資格管理	業務フロー	0	0	0	–	1	1	5
		機能・帳票要件	2	5	0	1	0	8	
		帳票詳細要件・レイアウト	5	4	0	–	2	11	
4	賦課管理	業務フロー	0	0	0	–	0	0	7
		機能・帳票要件	1	8	0	2	0	11	
		帳票詳細要件・レイアウト	5	17	88	–	5	115	
5	給付管理	業務フロー	0	0	0	–	0	0	1
		機能・帳票要件	0	2	0	0	0	2	
		帳票詳細要件・レイアウト	1	0	0	–	1	2	
6	収納管理	業務フロー	0	0	0	–	0	0	0
		機能・帳票要件	1	0	0	0	0	1	
		帳票詳細要件・レイアウト	21	4	4	–	10	39	
7	滞納管理	業務フロー	0	0	0	–	0	0	0
		機能・帳票要件	0	0	0	0	0	0	
		帳票詳細要件・レイアウト	1	0	0	–	0	1	
合計			40	43	92	4	20	199	17

※1 回答する市区町村にて、回答時に付していただいた意見分類
※2 意見照会の回答様式とは別に質問票で受け付けた問合せやご意見

２．２．ご意見への対応方針

○　全国意見照会でいただいたご意見は、今後検討を予定している事項に関するものや、誤植等の指摘、標準化の趣旨に沿わないご意見等が混在していたため、これらを細分化し、下記4分類と分類毎に対応区分を定め、ご意見の分類作業及びご意見への対応を行った。

#	分類	分類の基準	対応区分	
			対応見送り	修正
1	質問	記載に関する質問や、既に要件として規定済みとなっている内容であるため、対応を不要としたもの。	○	－
2	見送り	以下の理由により対応を不要としたもの。 ・標準仕様書の対象範囲外の内容のもの ・すでに検討済みの事項であり、現時点で変更することが適切でないと考えるもの　等	○	－
3	今後検討予定	検討中の事項に対してのご意見であるため、現時点での対応は見送り、今後の参考情報として活用するもの。	○	－
4	記載修正	誤植の指摘や、他の記載との不整合等に関するご意見であるため、事務局の判断にてご意見の通りに対応したもの。	－	○

○　対応区分毎の内容を以下に示す。

#	対応区分	対応内容
1	対応見送り	ご意見に対して、標準仕様書へ反映しない理由や根拠等を示し、WT構成員において、事務局の判断が正しいかをご確認いただいた。
2	修正	誤植や機能の見直しが明らかに必要であると判断したものについて記載修正を行い、国保標準仕様書【第1.5版】（案）として作成した。 WT構成員においては、修正を行った箇所とその理由が正しいかをご確認いただいた。

２．３．ご意見への対応方針（分類結果）

○ 前頁にて示しした4分類にご意見を分類した結果は以下の通り。
対応区分を「修正」としたご意見に基づき、必要に応じてWTで議論を行った上で、国保標準仕様書【第1.5版】（案）へ反映した。

分類			質問	見送り	今後検討予定	記載修正
対応区分			対応見送り			修正
1	－	本紙	0	0	0	1
2	システム共通	機能・帳票要件	1	4	0	2
		帳票詳細要件・レイアウト	0	0	0	0
3	資格管理	業務フロー	0	1	0	0
		機能・帳票要件	0	5	1	2
		帳票詳細要件・レイアウト	2	4	0	5
4	賦課管理	業務フロー	0	0	0	0
		機能・帳票要件	0	10	0	1
		帳票詳細要件・レイアウト	6	107	0	2
5	給付管理	業務フロー	0	0	0	0
		機能・帳票要件	0	2	0	0
		帳票詳細要件・レイアウト	0	1	0	1
6	収納管理	業務フロー	0	0	0	0
		機能・帳票要件	0	1	0	0
		帳票詳細要件・レイアウト	2	14	0	23
7	滞納管理	業務フロー	0	0	0	0
		機能・帳票要件	0	0	0	0
		帳票詳細要件・レイアウト	0	1	0	0
合計			11	150	1	37

２．４．ご意見への対応方針（ご意見一覧）

○　前述した4分類及び2種類の対応区分に従い、事務局にて各ご意見に対して分類・理由等を記載し、「ご意見一覧」として整理している。（詳細は「【別添①】ご意見一覧」参照）

【ご意見一覧のイメージ】

前述した分類・対応区分を記載。

対応見送りとした理由や、修正内容等を記載。

意見内容	意見の理由	ご意見整理		
		分類	対応区分	回答
「要配慮者」か「その他」かによって、更新時の処理を変える予定はないので、必須機能ではなく、オプション機能に変更をお願いします。	国からの通知にもそのような運用をするような記載はなかったので、そのようにシステム設計を行っていません。	見送り	対応見送り	ご意見につきましては、『資格確認書の様式等について（令和5年12月22日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）』において、資格確認書の交付対象者のうち本人の申請によらない交付（職権交付）の対象者に「申請により資格確認書が交付された要配慮者（マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者。以下同じ。）の資格確認書を更新する場合」が、本人の申請によらず保険者が交付する運用とするされているため、「要配慮者」と「その他」を区分して管理する方針としております。
「■帳票詳細要件 シート：資格-54■、■帳票詳細要件 シート：資格-55■、■帳票詳細要件 シート：資格-56■」とは別に「国民健康保険資格確認書返還予告通知」として「■帳票詳細要件 シート：資格-58■」を設けるべきではないか。	■帳票詳細要件 シート：資格-54■、■帳票詳細要件 シート：資格-55■、■帳票詳細要件 シート：資格-56■には「要件の考え方・理由」で求める「発行済みの資格確認書を返還していただく」ための記載がなく、国民健康保険法施行規則第第27条の５の２第１項等に対応できていないため	見送り	対応見送り	「国民健康保険資格確認書返還予告通知」については、制度上必要なものではありますが様式に規定がなく、使用頻度が少ないことが想定されるため、本段階で仕様書に示すことによるベンダへの実装負荷等も鑑み、標準仕様書への反映を見送らせていただきます。

第2回合同WT後に変更した箇所は、赤字黄色背景色にて記載。

※「ご意見一覧」は意見照会を行った対象物毎に、以下の4シートに分けて作成している。

・「集計結果②本紙」

・「集計結果③（別紙１）業務フロー」

・「集計結果④（別紙２）機能・帳票要件」

・「集計結果⑤（別紙３・４）帳票詳細要件・帳票レイアウト」

○　なお、「ご意見一覧」については、他業務と同様に公開はしない方針とし、国保標準仕様書【第1.5版】の公開をもって、各市区町村においてご意見の反映有無をご確認いただくこととする。

3. 国保標準仕様書【第1.5版】（案）における対応内容

３．１．国保標準仕様書【第1.5版】（案）へ反映した事項について

○　制度改正及び国保標準仕様書【第1.4版】の持ち越し事項等、国保標準仕様書【第1.5版】（案）へ取り込みを行った事項は以下の通り。

#	カテゴリ	項目	対応内容
1	制度改正	資格確認書等の有効期限について	資格確認書及び資格情報のお知らせについて、有効期限の設定に関する機能要件を規定しているが、負担割合や限度額適用区分を記載する場合に設定する有効期限について明確に示せていないことから、**市区町村の実態を調査した上で、国保標準仕様書へ反映を行った。**
2	その他	給付管理機能の実装要否について	給付管理機能を国保システムに実装せず、システム外（Excel）で対応している団体から「現行システムで給付管理機能を実装していないが、次期システムでも、給付管理機能を実装しなくても、標準準拠システムとしてよいか」といった照会があり、回答にあたり、厚労省国保課、デジタル庁との調整を行った結果、「Excel管理している等、利用団体がシステム化不要と判断した場合かつ提供事業者によって当該機能を構築しない対応（非活性化等）が可能な場合においては必ずしもシステム化する必要はない。」という方針が整理されたことから、**国保標準仕様書において規定している給付管理機能について、本紙に規定を追加した。**
3		督促状（はがき様式）のレイアウトの追加	介護標準仕様書での規定状況や、過去の全国意見照会において複数ご意見をいただいていることをうけ、**「督促状兼納付書（はがき様式）」の帳票レイアウトを追加した。**
4		各種申請書の委任状欄の取り扱いについて	申請書における委任状欄について、現状、規定している帳票としていない帳票が混在する（規定している帳票については、委任状欄を出力すること標準オプション機能として規定している状況）が、規定していない申請書についても委任状欄を出力することを認めて欲しいとのご意見が複数あったことを受け、**本紙に規定を追加した。**
5		申告用の納付額証明書における公印の実装類型について	令和6年度の検討において、構成員等からいただいたご意見に基づき、**納付額証明書の公印について、標準オプションに変更した。**
6		納付履歴情報（024o003）について	「024_国民健康保険_機能別連携仕様」の連携ID：024o003（納付履歴情報）に関して、国保標準仕様書に住民税システムとの連携に係る機能要件の規定がないことから、**機能要件の追加を行った。**
7		カク公・マル公の帳票名称変更について	（別紙３）帳票詳細要件及び（別紙４）帳票レイアウトに規定している納付書について、**帳票名からカク公／マル公を判別できるよう、帳票名の見直しを行った。**
8		納付書の項目見直し	各種納付書で規定しているシステム印字項目について、不整合となっている記載が存在したため**帳票レイアウト及び帳票詳細要件の見直しを行った。**

３．１．国保標準仕様書【第1.5版】（案）へ反映した事項について

（前ページから続く）

#	カテゴリ	項目	対応内容
9	その他	過年度更正の起算日に関する料と税の記載削除について	料と税で起算日が違うと誤認される恐れのある記載箇所について、**要件の考え方を見直した。**
10		管理項目名称「賦課権」「徴収権」の記載見直しについて	管理項目名称が「賦課権」と「徴収権」と記載があり不整合となっているため**管理項目の名称を修正した。**
11		不当不正利得グループの経過措置対象となる機能要件について	不正不当利得に関する機能要件のうち、不当利得情報の登録機能（機能ID：0242612）を経過措置対象としているが、後続処理で使用する納付管理機能（機能ID：0241231）が経過措置の対象外となっているため、**後続処理の納付管理機能（機能ID：0241231）についても、経過措置対象とした。**
12		医療機関情報の管理項目について	医療機関情報の管理項目に重複した規定や、名称の誤りがあるため、**機能要件の見直しを行った。**
13		支給決定通知書における公印について	「給付30_国民健康保険高額療養費支給決定通知書」の帳票に規定している公印について、他の支給決定通知における公印で規定している**「印字が必要な団体においては実装必須とする。」の文言が不足しているため見直しを行った。**
14		帳票における文字切れ対応に関する機能要件追加について	本紙に規定している文字切れ発生時の機能について、**機能・帳票要件に規定し、あわせて本紙にて規定済みの表現についても見直しを行った。**
15		一部負担金等減免取消通知書の取り扱いについて	「資格28_一部負担金減免等取消通知書」については被保険者向けだけでなく、医療機関向けに使用されることも想定されることから、当該帳票を医療機関向けに出力するための**機能要件を標準オプション機能として追加した。**
16		還付通知書関連帳票の明細数について	「収納6_還付通知書」、「収納7_過誤納金還付請求書」及び「収納8_還付充当通知書」の３帳票の期別の明細数について不統一であることから**帳票レイアウトを見直した。**
17		納付書レイアウトに関するゆうちょ指摘対応について	標準仕様書をもとに作成した納付書レイアウトに対してゆうちょ審査にて指摘を受けているとの問合せがあり、改めて見直しを行い、**帳票レイアウトに反映した。**
18		督促状の帳票レイアウトのプレ印字文言修正	「収納25_督促状（納付書兼用４）」のプレ印字文言が、他帳票と不整合となっているとの問い合わせを受けて、**帳票レイアウトの見直しを行う。**
19		納入通知書（連帳一般）への文言追加	「来年度の仮徴収額のご案内文言について、連帳一般の様式にも追加すべきではないか」との問合せを受けて、**記載が不足している帳票の見直しを行う。**

３．１．国保標準仕様書【第1.5版】（案）へ反映した事項について

（前ページから続く）

#	カテゴリ	項目	対応内容
20	その他	特定疾病認定申請書の疾病名修正	「資格09_国民健康保険特定疾病認定申請書」に記載の疾病名が、平成元年7月31日の「先天性血液凝固障害等治療研究事業に係る治療研究費の支給が行われるべき治療を受けた場合の高額療養費の支給について」(保険発第七九号)の通知に沿っていないため、**帳票レイアウトの見直しを行う。**
21		納入通知書の不要文言の削除	「賦課33_国民健康保険料（税）納入通知書」の帳票レイアウトの特別徴収に関する通知文について、「帳票レイアウトには特別徴収に関する項目がないため不要ではないか」との問合せを受けて、**帳票レイアウトの見直しを行う。**
22		資格確認書の住所項目の実装類型見直し	国保総合システムからの問合せをうけて、「資格41_国民健康保険資格確認書（任意記載事項あり）（カード）」の**住所のシステム印字項目を必須から標準オプションに見直した。**
23		過年度納入通知書の年税額見出し修正	「賦課23_過年度納入通知書作成（単票）」の年税額の見出しに記載の「一般・退職合計」について、誤記であったため、**帳票レイアウトを修正した。**
24		口座振替不能通知書（はがき様式）のレイアウトの追加	全国意見照会のご意見をうけて第2回合同WTにて議論を行い、**口座振替不能通知書兼納付書（はがき様式）の帳票レイアウトを標準オプションとして追加した。** （詳細は後述）
25		納付書レイアウトに関する追加見直しについて	全国意見照会のご意見をうけて第2回合同WTにて議論を行い、**納付書レイアウトに「納付者氏名」を追加した。** （詳細は後述）

※ #22以降は第2回合同WT実施後に国保標準仕様書【第1.5版】（案）へ反映したもの。

３．１．国保標準仕様書【第1.5版】（案）へ反映した事項について

（１）口座振替不能通知書（はがき様式）のレイアウトの追加

課題

第1回検討会において、督促状（はがき様式）のレイアウト追加について議論を行い、口座振替不能通知書については、圧着はがき様式の追加は行わない方針でご了承いただいたが、その後の全国意見照会において、**「納付書ありのはがき様式の帳票レイアウトを追加してほしい。」、「27_督促状（はがき3）」と同様に、「20_口座振替不能通知書（はがき）」についても金融機関及びコンビニで収納できるようにOCR及びコンビニバーコードを実装するべき。」といったご意見をいただいた。**また、件数は少ないながらも過去の意見照会においても同様のご意見を3市区町村よりいただいていることから、対応要否を検討する必要がある。
（今回の意見照会と合わせて、計5市区町村より要望をいただいている。）

方針

督促については、地方自治法第231条の3第1項の規定において通知を行うことが義務付けられていることや、市町村運用を考慮し、【第1.5版】（案）において納付書付きはがき様式を追加した。
一方、口座振替不能にかかる通知については法的定めはなく、利便性に資する機能であることから納付書付きはがき様式は追加しない方針として検討を進めてきたが、いただいたご意見を踏まえて第2回合同WTにて議論させていただき、**標準オプションとして帳票レイアウトを追加することとした。**

■口座振替不能通知書（はがき）（eL-QRあり）帳票レイアウトイメージ

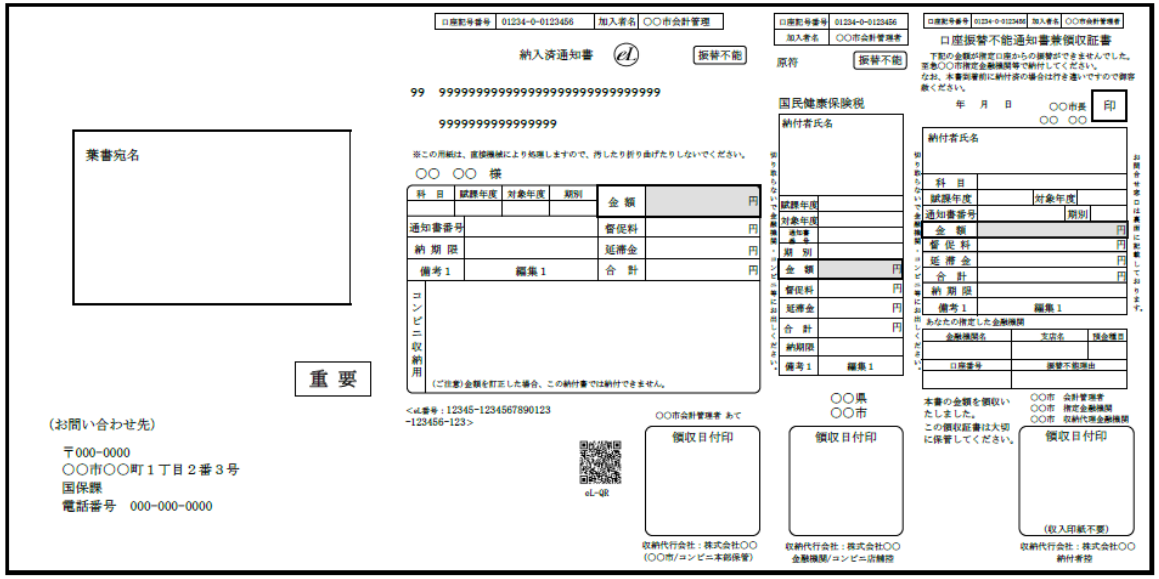

３．１．国保標準仕様書【第1.5版】（案）へ反映した事項について

（２）納付書レイアウトに関する追加見直しについて

課題

標準仕様書をもとに作成した納付書レイアウトに対してゆうちょ審査にて指摘を受けているとの問合せがあり、修正が必要と判断した事項について第1回検討会にてご承認いただき、帳票レイアウトに反映した上で、全国意見照会を実施したところ。
全国意見照会において、これら一部の納付書において納付書レイアウトに対し領収証書欄に本人確認ができるよう「納付者氏名」を追加すべきというご意見をいただいたため、**帳票レイアウトの修正要否について検討を行う必要がある。**

方針

ゆうちょ銀行などの金融機関においては、カク公様式の納付書「振替払込請求書兼受領証（金融機関控）」が領収証書として扱われるため、納付書の領収書欄に納付者氏名が記載されていない場合においても、納付処理は可能であると考える。また、地方税統一QRコード納付書の作成基準（株式会社ゆうちょ銀行）及びMPN標準帳票ガイドライン（日本マルチペイメントネットワーク運営機構）においても、領収証書部分に関する規定はなく（※）、また、標準仕様書における納付書レイアウトは参考様式の位置付けで示しているものであることから、【第1.4版】時点における標準仕様書の規定内容に問題はないと考える。

（※）「地方税統一ＱＲコードを活用した公金納付の開始に伴う納付書の作成基準」（株式会社ゆうちょ銀行 2025年1月31日）において、以下のとおりカク公様式及びマル公様式のレイアウト例が示されているが、納付者氏名の欄の位置は統一されておらず、規定も特段されていない状況。

■カク公様式

■マル公様式

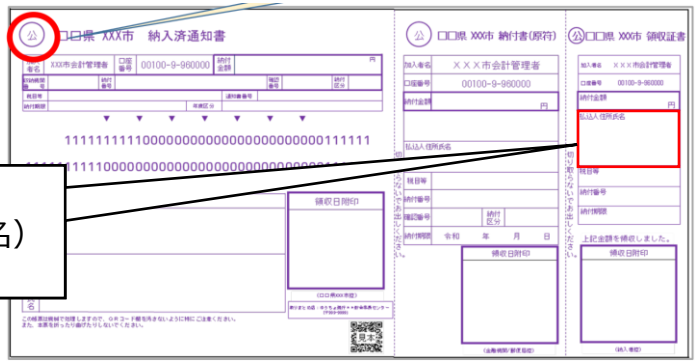

３．１．国保標準仕様書【第1.5版】（案）へ反映した事項について

（２）納付書レイアウトに関する追加見直しについて

方針

一方、税務システム標準仕様書においては、納付者氏名（納税義務社名）欄について、以下のとおり領収証書の中段に規定されている。

■税務システム標準仕様書【第4.1版】10_帳票レイアウト_012固定資産税 納付書（帳票ID：0140129）より抜粋

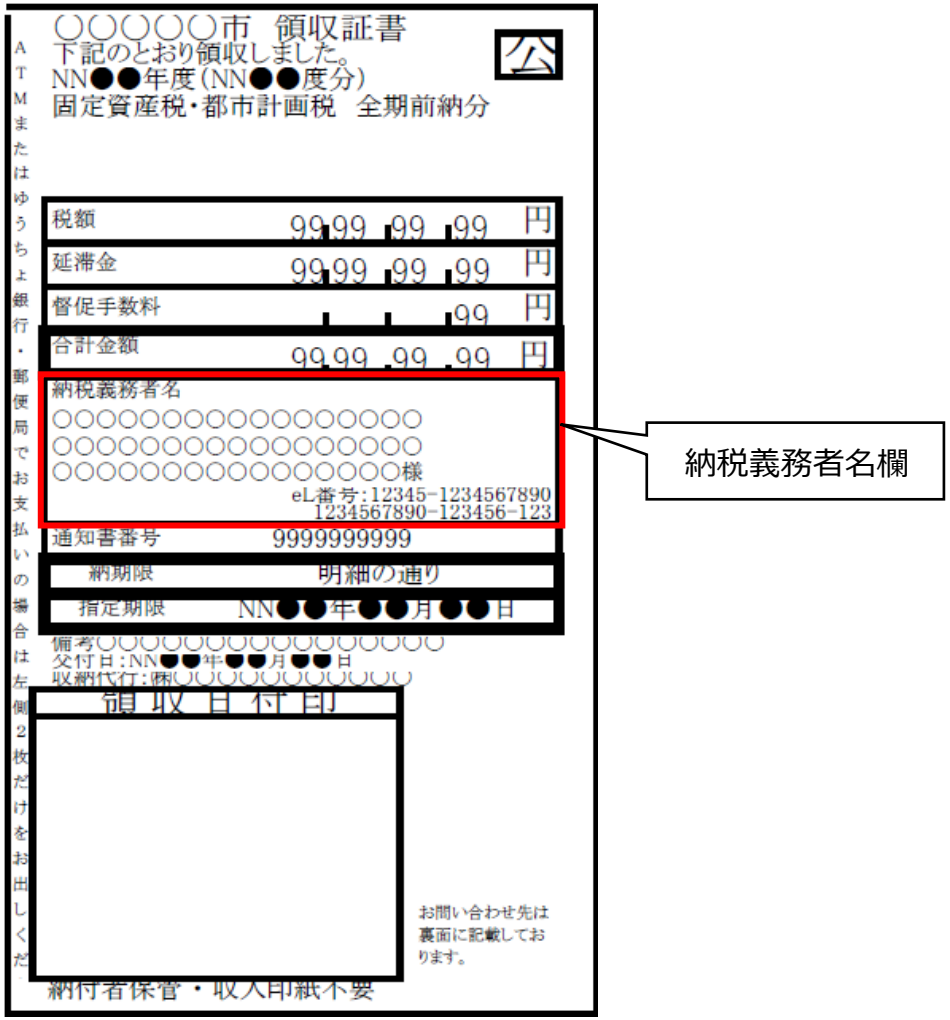

３．１．国保標準仕様書【第1.5版】（案）へ反映した事項について

（２）納付書レイアウトに関する追加見直しについて

方針

前ページまでに示した内容及び第2回合同WTにていただいたご意見等を踏まえ、「納付者氏名」欄の追加位置について、国保標準仕様書においては以下の方針とすることとした。

〇主な変更点

・カク公様式

税務システム標準仕様書に示された帳票レイアウトに沿って、領収証書の中段部分に追加する。

・マル公様式

国保標準仕様書で既に示している一部帳票レイアウトにおいて、領収証書の上部に設けている帳票があることから、これに倣い一律領収証書の上部に追加する。

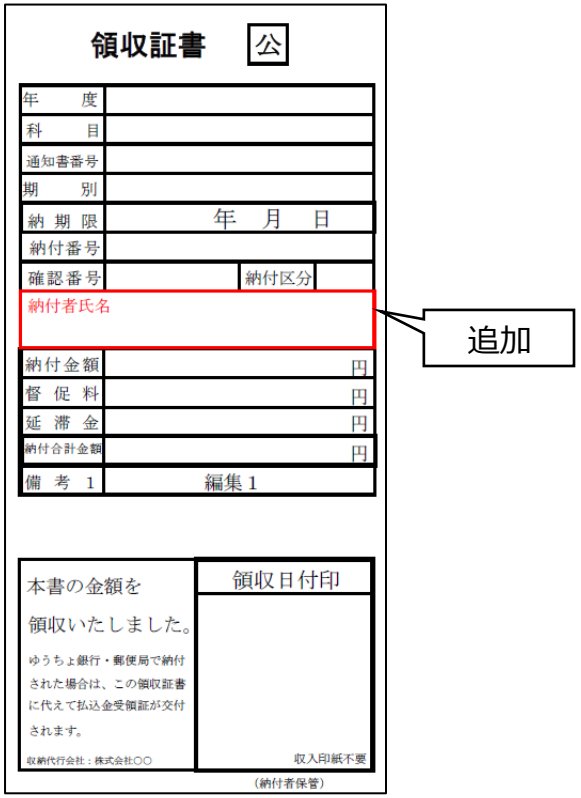

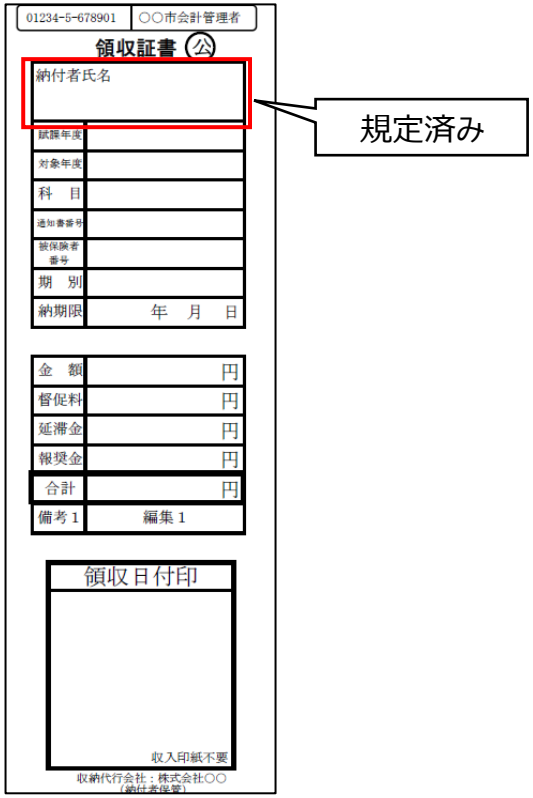

３．１．国保標準仕様書【第1.5版】（案）へ反映した事項について

（２）納付書レイアウトに関する追加見直しについて

方針

なお、対象帳票は以下のとおり。

業務	帳票番号	帳票名
賦課管理	33	納付書１（カク公）（eL-QRあり）
	35	連帳用納付書１（カク公）（eL-QRあり）
	46	納付書２（カク公）
	47	連帳用納付書３（カク公）
収納管理	1	納付書１（カク公）（eL-QRあり）
	5	口座振替不能通知書１（カク公）（eL-QRあり）
	11	督促状（納付書兼用１）（カク公）（eL-QRあり）
	16	督促状（納付書兼用２）（マル公）（eL-QRあり）
	18	納付書３（カク公）
	22	口座振替不能通知書３（カク公）
	24	督促状（納付書兼用３）（カク公）
	25	督促状（納付書兼用４）（マル公）
滞納管理	60	連続納付書１（カク公）（eL-QRあり）

３．２．今後対応予定の事項について

○　国保標準仕様書【第1.5版】（案）への取り込みは行っていないが、今後国保標準仕様書への反映を予定している制度改正に係る事項は以下の通り。

#	カテゴリ	項目	対応内容	今後の予定
1	制度改正	高額介護合算療養費の支給手続き簡素化について	令和4年度地方分権改革に関する提案募集での提案事項をうけ、高額介護合算療養費の支給申請手続きの簡素化が可能となる見込みであることから、国保標準仕様書への反映を検討する必要がある。 機能要件の整理にあたっては、国保総合システム等との連携仕様や、申請書の帳票レイアウト等について、介護及び後期との調整を行う必要があるが、現時点においても**継続して検討が行われている状況である。** このような状況を鑑み、**国保標準仕様書への取り込みについては、【第1.6版】（令和8年1月公開）に向けて検討を行うこととする。**	**【第1.6版】にて対応予定**
2	個別機能	生活保護システムとの連携機能について	国保標準仕様書及び機能別連携仕様において、生活保護システムから生活保護受給情報を連携する機能が規定されていないが、「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について（保発0120第7号令和5年1月20日）」の省令により、世帯主による喪失の届出は省略可能と示されたことから、生活保護受給情報の連携が必要ではないかといった市区町村からの問合せを受けて、生活保護システム標準化検討会事務局と調整した結果、令和8年1月末の改版にて連携機能の追加が可能である旨の回答をいただいたため、国保標準仕様書としても、**【第1.6版】（令和8年1月公開）にて機能要件を追加する方向で検討を行うこととする。**	
3		標準化期限後における適合基準日の考え方について	（別紙２）機能・帳票要件において実装必須機能に対し規定している適合基準日について、標準化期限（令和8年4月1日）後に制度施行を迎える制度改正対応に係る機能の適合基準日は制度施行日とすることとしているが、各市町村における当該機能の国保システムへの適用は事前検証等の都合により制度施行日後となるケースも想定されることから、デジタル庁と調整を行ったうえで、制度施行日以降に機能追加とする場合でも経過措置の申請等の対応が不要となるよう、【第1.6版】（令和8年1月公開）以降の検討において**適合基準日の記載を見直すこととする。** なお、【第1.6版】（令和8年1月公開）においては、令和8年4月1日に制度施行を迎える「子ども・子育て支援金対応」に係る実装必須機能について見直しを行う。	

４．検討・課題事項一覧について

４．１．　検討・課題事項一覧について

○　課題・検討事項としていた以下の事項については、国保標準仕様書【第1.5版】に反映済みのため、クローズとする。

#	タイトル	概要
1	給付管理機能の実装要否について	給付管理機能を国保システムに実装せず、システム外（Excel）で対応している団体から「現行システムで給付管理機能を実装していないが、次期システムでも、給付管理機能を実装しなくても、標準準拠システムとしてよいか」といった照会があり、回答にあたり、厚労省国保課、デジタル庁との調整を行った結果、「Excel管理している等、利用団体がシステム化不要と判断した場合かつ提供事業者によって当該機能を構築しない対応（非活性化等）が可能な場合においては必ずしもシステム化する必要はない。」という方針が整理されたことから、給付管理機能について本紙に規定した。**国保標準仕様書【第1.5版】（案）に反映して全国意見照会のご意見を取り込み済み。第2回検討会において最終承認後、クローズする。**

○「３．３．今後対応予定の事項について」に示した検討・課題事項については、標準仕様書【第1.5版】公開時点においても検討中（未反映含む）の事項となる。

○　本内容については、「【資料No.4】検討・課題事項一覧_国保」として継承し、令和7年9月以降も引き続き検討を進める予定。